

令和 8 年 3 月 31 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用のエアコン（室外機）についての注意喚起、電気ストーブに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電気ストーブ 1 件）1 件
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちバッテリー（リチウムイオン、電動工具用） 1 件、
リチウム電池内蔵充電器 1 件、電気あんか 1 件、
電気フライヤー 1 件、エアコン（室外機） 1 件、
携帯電話機（スマートフォン） 1 件、I H 調理器 1 件）7 件
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 長期使用のエアコン（室外機）についての注意喚起

(管理番号：A202501414)

①事象について

エアコン（室外機）及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、調査中です。

※当該製品は長期使用（35年以上）された製品

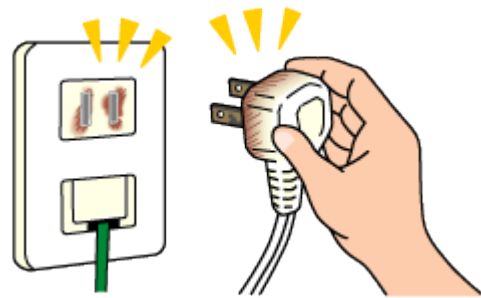
②使用者への注意喚起

長期使用の家電製品は、熱、湿気、ホコリなどの影響により、内部部品が劣化し、発煙発火のおそれがあります。

御使用中に次のような症状がみられる場合は、電源スイッチを切り、コンセントから電源プラグを抜いて、お買い上げの販売店またはメーカーに御相談ください。



電源コードやプラグが異常に熱い。



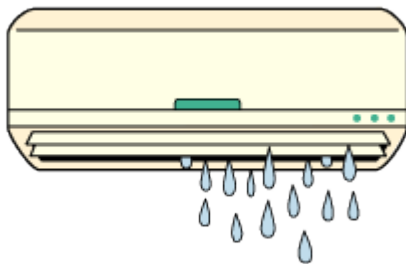
電源プラグが変色している。



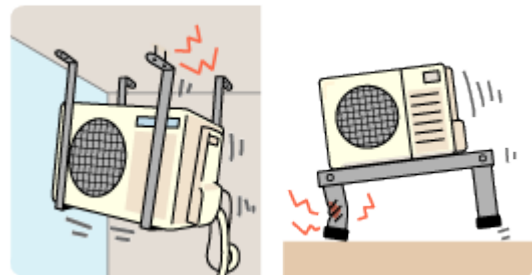
ブレーカーが頻繁に落ちる。



焦げくさいにおいがする。



室内機から水漏れがする。



架台や吊り下げなどの取付部品が腐食していたり、取付けがゆるんでいる。

③消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の注意喚起

○消費者庁

「扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください」(2016 年 6 月 14 日公表)

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf

○独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「エアコン・扇風機の事故に注意～6 月から急増！火災事故～」(2019 年 6 月 27 日公表)

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000099435.pdf>

「扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～」(2018 年 6 月 28 日公表)

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000091549.pdf>

○政府広報オンライン

「扇風機やエアコンで火災発生！安全に使うための注意点とは？」(2022 年 6 月 16 日公表)

ウェブサイト：<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201107/1.html>

(2) 株式会社シー・ネットが販売した電気ストーブについて
(管理番号：A202501411)

①事故事象について

株式会社シー・ネット（法人番号：8120001099970）が販売した電気ストーブを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

事故の原因は、現在、調査中ですが、シーズヒーター管の不具合により、発煙・発火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2025 年（令和 7 年）8 月 6 日にホームページに情報を掲載するとともに、取引先量販店のウェブサイトで告知、取引先量販店の顧客へダイレクトメールの送付及びSMSの発信を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

③対象製品：商品名、JAN コード、機種（製造番号）、販売期間、対象台数

商品名	JAN コード	機種（製造番号）	販売期間	対象台数
トリプル暖 ストーブ	CDTM505WH : 4571102093901 BDTM601WH : 4571102094021	CDTM505WH（製造番号） C24000000～C24003038 BDTM601WH（製造番号） C24000000～C24003009	2024 年 10 月 ～ 2025 年 3 月	3,051

2025 年（令和 7 年）8 月 6 日からリコール（回収・交換）を実施
回収率：33.6%（2026 年 1 月 31 日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による 2024 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2025年度	2	火災
2024年度	0	—

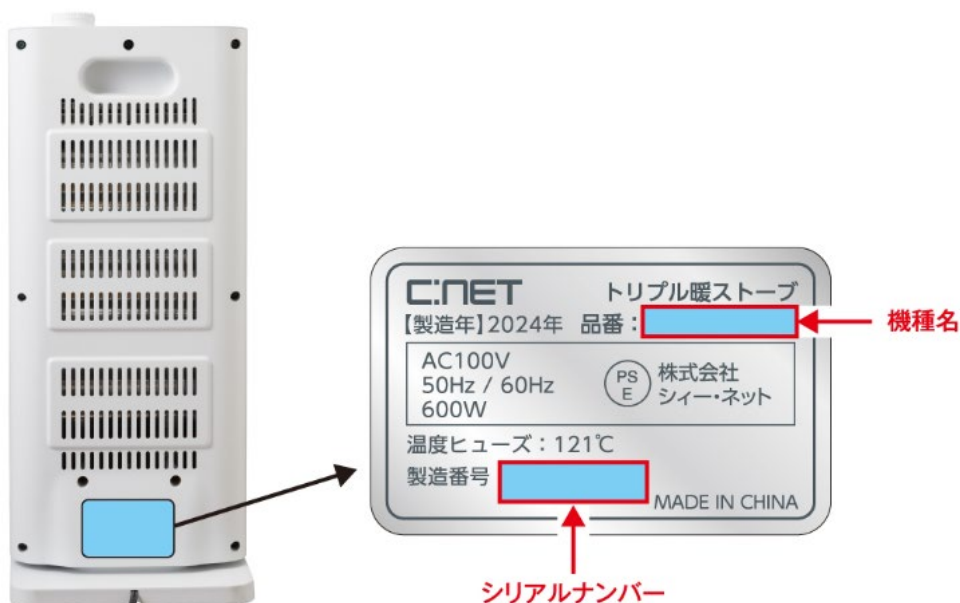
※当該事故（管理番号：A202501411）は含まない。

<対象製品の外観、確認方法>

対象製品の外観



確認方法



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社シー・ネット お問い合わせ窓口

受付窓口: 月曜日～金曜日 10時～17時 (土・日・祝日・年末年始は除く。)

電話番号: 0120-357-191 (フリーダイヤル)

ウェブサイト: <https://www.cnet-coltd.co.jp/info/20250724/index.html>

※オンライン受付フォーム (24時間)

<https://www.cnet-coltd.co.jp/contact/koukan/index.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、山田、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501411	令和8年3月17日	令和8年3月27日	電気ストーブ	CDTM505WH	株式会社シー・ネット （輸入事業者）	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、シーズヒーター管の不具合により、発煙・発火に至ったものと考えられる。	千葉県	令和7年8月6日から リコールを実施（特 記事項を参照） 回収率：33.6%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501409	令和7年10月15日	令和8年3月26日	バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）	火災	工場で発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年1月21日
A202501410	令和8年3月7日	令和8年3月26日	リチウム電池内蔵充電器	火災 軽傷1名	当該製品を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202501412	令和8年2月24日	令和8年3月27日	電気あんか	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月19日
A202501413	令和8年2月16日	令和8年3月27日	電気フライヤー	火災	飲食店で、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月16日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202501414	令和8年3月10日	令和8年3月27日	エアコン（室外機）	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から35年以上経過した製品 長期使用のエアコン（室外機）について「使用上の注意の呼び掛け」を実施（特記事項を参照）
A202501415	令和8年2月27日	令和8年3月27日	携帯電話機（スマートフォン）	火災	店舗で当該製品を棚に置いていたところ、発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月27日
A202501416	令和8年3月17日	令和8年3月27日	IH調理器	火災	当該製品を使用中、当該製品から発火する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし